

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、当訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

※医療保険利用者の中の対象者に限ります。

当該加算に関する施設基準は以下のとおりです。

- （１）訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- （２）健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- （３）医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- （４）（３）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は、利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。同意無しにオンライン資格確認を行うことはございません。

2025 年 9 月 1 日

一般財団法人 温知会

会津中央訪問看護ステーション